

# 文化芸術推進フォーラム 将来ビジョン

2026年6月8日

政府は、マンガ、アニメ、ゲーム、映画等のコンテンツ産業を基幹産業と位置づけ、主に海外発信による輸出拡大を目指し、2033年までに20兆円規模（現在の海外売上額は6兆円）に拡大する方針を打ち出している。これを受け、文化庁は令和5年度補正予算から総額330億円を投じ、「クリエイター支援基金」を立ち上げた。海外で高い評価を得ているコンテンツ産業を後押しするこれらの政策は、産業面のみならず、観光振興や日本文化への理解促進の観点からも重要である。

一方、コロナ禍において実施された演劇、音楽、舞踊、演芸、伝統芸能などライブ（生の実演）支援の「アートキャラバン事業」等は、全国の人々に芸術を通じて希望と勇気を与え、芸術家や芸術団体が芸術の灯をともし続ける力となり、コロナ禍からの回復を後押しした。さらに2026年度から開始された「劇場・音楽堂等と芸術団体との連携による地域活動基盤形成支援事業」は、これからの全国のライブ基盤を支える可能性を拓くものと期待している。

しかしながら、国による「収益増」を評価指標とする国立文化施設の運営や、芸術団体、劇場に対する基本的な公演助成削減、地方公共団体による芸術団体への助成カット、さらには物価上昇、文化施設の老朽化も重なっている。この状況により創造と鑑賞機会は制約を受け、全国の多様なライブの回復はいまだ十分とは言えない中で、収益性を重視する文化政策の拡大は、地域の文化的基盤のさらなる弱体化を招くことが懸念される。

また、コンテンツ創造現場では、クリエイターの人材不足や、改善が進まない活動環境など、国内の多様な創造・制作の土壌は痩せつつあり、現場に資金が適切に循環する政策構築が必須である。

ライブ&コンテンツの創造現場を支える振興策を抜本的に見直し、恒常的な文化芸術創造や、人材・組織の育成、劇場等インフラへの再投資、国民の芸術享受環境の充実を図るなど、文化政策を社会づくりに資する公共政策として捉え、文化庁本予算を中長期目標として国家予算の0.5%への増額が必要である。

## 1. 実演芸術のリアルライブ、全国の魅力ある地域の多面的な土壌づくりへ

同一の時空を身体的に共有する公演等のリアルライブの共感は、人と人をつなぎ、人を育て、地域社会をつくり、伝統を継承するとともに、アイデンティティを紡ぐ貴重な場である。文化施設は、実演芸術があつてこそ真の劇場となり、人々と実演芸術にとってのホームとなる。

### ○「舞台芸術等総合支援事業」、「劇場・音楽堂等機能強化推進事業」の見直し

ライブ芸術の創造性や人と人をつなぎ社会的な役割を重視し、創造・制作の主体である全国の芸術団体と劇場の連携を育成し、活性化する、継続性を重視した助成を以下の5つの方向で見直していく必要がある。

- ① 全国の地域の核となる芸術団体を育てる継続的な助成の充実
- ② 全国の劇場の創造・普及活動を支える継続的な助成の充実
- ③ 芸術団体と劇場の連携で、生きる楽しみ、人々の交流、地域への誇りを創出する「地域活動基盤形成支援事業」の継続と予算の大幅増額による対象拡大
- ④ 地域の芸術活動の基盤を強化するため、国は地方公共団体と連携し、都道府県の実演芸術振興策の充実を促進する政策を
  - ・都道府県の文化芸術政策として芸術団体を育成する助成制度の充実を
  - ・全国の公立文化施設、劇場等の老朽化への対応を図るため、国と地方公共団体は、芸術団体との情報共有と、文化芸術活動継続のための「予防保全」による長寿命化、仮設劇場や代替施設確保などの調整機能の強化、再整備への大胆な予算措置が必要である
- ⑤ 国立劇場は、伝統芸能の継承に欠かせない調査研究と人材育成、新たな創造を担うナショナルセンターである。再整備を着実に実現するための予算確保と、整備期間における伝統芸能の継承を確かなものとするため、民間を含む伝統芸能公演、継承活動への予算増額を

#### ○子どもたちの芸術教育、体験機会のさらなる充実を

芸術に子どもたちが触れる価値は、「共感」「探究心」「創造性」「国際性」そして「公共性」を育むことにある。学校教育の充実と地域における学び、体験の機会は、子どもたちの成長を促すことにとどまらず、創造性豊かな力を地域に育み、社会の未来にとっても重要である。

- ① 義務教育の教科にとどまらない多様な芸術教育の導入、体験学習を含めた時間の充実など、小中高等学校の学習指導要領の改訂や大学教育のあり方を含め、充実に向けた研究着手を
- ② 文化庁の子どもを対象とした施策（学校巡回公演事業、伝統文化親子教室事業及び部活動の地域展開等推進事業）の効果的な実施とさらなる充実に向けて、文化庁、地方公共団体が連携し、地域内で芸術団体、学校、劇場、美術館、博物館による有機的な輪をつくる政策の構築を

地域の劇場と芸術団体、芸術家の連携が、子どもたちの豊かな成長を支えるホームになる。

#### ○芸術の国際交流の活性化を

演劇、音楽、舞踊、伝統芸能などの実演芸術や、映画、美術の国際交流は、個人から団体まで多様な主体により、日本からの発信、海外からの受入など、様々なレベルで行われているが、特にライブ実演の交流は芸術家、実演家、スタッフ、機材などの旅費、輸送に大きなコストが必要となる。交流等の活性化は世界での日本文化の認識を広げ、理解を深めるだけでなく、国内の創造活性化にもつながるものである。多様な芸術の交流、発信、受入のための総合的な支援枠組みの構築が必要である。

## 2. コンテンツの創造性と魅力向上には、現場を重視した政策が必要

日本のアニメ、映画、音楽は世界から高い評価を受け、観光の誘因ともなる大きな効果を発揮している。これらコンテンツは、クリエイター等の創造成果を固定化・デジタル化することにより一瞬で世界を駆け巡り、作品によっては大きなリターンを得る可能性をもっており、その流通、貿易の実務体制の充実が世界での振興には重要だが、何よりもコンテンツそのものがもつ魅力、創造性がその成果を左右する。「クリエイター支援基金」は過去3年間、製作と海外発信実務支援に重点が置かれてきたが、今後はアニメ、映画、音楽のクリエイターの創造現場の創造力や、著作権を重視した支援とする必要がある。

### ○アニメ分野

世界的人気が高いアニメの製作は活性化しているが、創造・制作現場への資金循環は少なく、人材の定着率が低いなど、依然として現場は厳しい環境におかれている。豊かな創造と人材育成の継続のため、以下の手当が必要である。

- ① 創造現場である制作スタジオやクリエイターへの利益配分が適正に行われ、人材の確保と活動継続が可能な仕組づくりを
- ② 「現場 OJT 方式」と「アニメータースキル検定」の導入によるアニメーター、演出、制作、撮影、仕上げなどの人材の質の高い育成と確保を図るため、統括団体を活用した人材育成プラットフォーム形成への支援を
- ③ アニメへの理解を世界中で深めるためには、AI 翻訳では限界があり、各言語や日本文化に深い見識のある高度な翻訳人材の育成を

### ○映画分野

映画には継続的な創造・製作プロセスに沿った助成が補正予算で手当されたが、その恒常化が必要である。

- ① 映画製作助成は文化庁事業として存在するが予算規模は小さい。プリプロダクション、プロダクション、ポストプロダクションの製作過程に対応した助成制度を恒常化し、映画製作現場への予算の大幅拡大を
- ② 映画創造の活性化や地域振興のため、ロケ誘致補助の拡大を

### ○音楽分野

デジタル化の進展とコロナ禍を経て大きく変化した音楽創作のあり方への対応が必要である。

- ① 音楽は現在、個人あるいは小規模なグループによるデジタル機器を用いた創造 (DTM) が多くなっている。楽曲創造をより豊かなものとするため、音楽家同士の交流や、映像・デザイン・写真など他分野とのコラボレーションなどを促す、制作、ネット配信、創造プラットフォームを支援する新たな枠組みが必要であり、その構築に向けた支援を

### 3. 「パーセント・フォー・アート」制度導入に向けた検討を

「パーセント・フォー・アート」は、公的な建築物の建築費の一定割合を美術作品の設置等の芸術活動に支出する制度であり、欧米諸国、韓国等で導入されている。この制度は、若手を含む全ての芸術家にとって制作の機会を提供すると同時に、その地域の歴史や地理を踏まえ、その場に固有の作品を公募すること、作品選定のプロセスに施設関係者や地域住民を含む様々な関係者が参加することを通じ、芸術作品を媒介とした活発な交流、多くの人々に芸術作品に接する機会を提供し、地域コミュニティの文化形成を促すものと考えられる。文化政策として非常に有効なものであり、導入に向けた研究、検討を進めるべきである。

また、文化芸術基本法 28 条 2 項では、公共の建築物への芸術作品の展示等の「文化芸術の振興に資する取組」を国に促す内容となっているが、現時点では努力義務に留まっている。公共建築物を介した活力ある創作活動につなげるには、「具体的な施策を講じる」ことを定める内容に変更することが求められる。

### 4. 創造現場を担う芸術専門人材の育成、確保と活動継続等のため、芸術家の著作権・著作隣接権拡充など、キャリアステージを支える人材確保の政策を

#### ○デジタルネットワーク社会にますます必要な担い手を支える著作権制度の拡充を

世界中の人々が簡便な方法で創作物の恩恵を享受できるようになったが、ライブ&コンテンツの創造の担い手が活動を継続・発展していくためには、創作物の利用から適正な対価を得る制度の構築が必要である。

##### ① レコード演奏・伝達権の今期国会での創設を

世界 140 か国で既に導入されているレコード演奏・伝達権が日本ではまだ認められていないために、日本の音楽が世界中のレストラン、クラブ、店舗等で聴かれても、実演家、レコード製作者はその対価を享受することができていない。著作権法を今国会で改正し、レコード演奏・伝達権を創設することを要望する。

##### ② 映画・映像における監督、実演家へ適正な報酬を

映画・映像などの作品利用について、監督、実演家に著作権による経済的な権利を与え、利用に応じた報酬の適正な配分を実現する制度の導入を。

##### ③ 生成 AI からクリエイターの経済的利益と人権を守る対応を

生成 AI に著作物等を学習させる者に対し、当該著作物等に関する情報の記録・保持と、関係者への情報提供を義務付けることにより透明性を確保すること、また著作権者等の利益を不当に害する場合に、利用市場との利害衝突の可能性や潜在的販路の阻害といった観点だけでなく、ライセンスによる解決の観点も含まれることを明確にすべきである。そして、海賊版等の権利侵害物を用いた学習・開発は許容されるべきではない。

また、既存の映像、音楽、声などのコンテンツを機械学習させた生成 AI に

よって、特定アーティストの表現を模倣する、いわゆる「デジタルレプリカ」や「ディープフェイク」への対応は、詐欺行為の防止や当該アーティストの人格権、肖像権、パブリシティ権保護という観点を含め、各種法律解釈の工夫その他必要な措置を講じることが求められる。

- ④ デジタルプラットフォームからクリエイターへの適切な対価還元をデジタルプラットフォームにおけるコンテンツの利用が爆発的に増加している一方で、クリエイターへの対価還元が十分になされていない。豊かな創造のサイクルを保つためにも、諸外国の例も参考にしながら、適切な対価還元の仕組みを構築すべきである。

### ○ライブ&コンテンツの創造の担い手の育成と確保、活動継続、転換と、各キャリアステージに沿った手当が豊かな創造の基盤として重要である

- ① 日本の多様な文化芸術及び伝統芸能の継承のためには専門人材の育成が欠かせないが、学校教育には存在しておらず、各分野の専門統括団体が担っており、人材育成予算の大幅拡大が必要である。
- ② 実演芸術界が、業界をあげて「日本実演芸術福祉財団」を創設  
芸術家、実演家、スタッフの多くは、雇用によらず、断続的な就労形態にあるため、所得は不安定で、被用者と比べて、事故などへの万が一の備えや社会保障が十分でない現状を改善するために、本財団は設立された。  
より豊かな文化芸術の発展を図るには、芸術家等が安心して働くことのできる環境整備が必須である。仕事に安心・安全に取り組むための労災保険特別加入の促進、セカンドキャリアへの対応、不安定な収入を支える新たな制度などを整えることが、才能豊かな人材の参加を促し、育成することにつながる。このような活動を行う本財団への以下の支援を要望する。
- ・ 労災保険特別加入の芸能関係作業に、舞台、映像等の創造・制作に密接不可分な「指導、教授」を加える省令改正を
  - ・ 労災保険特別加入はまだまだ加入が進んでいない。制度周知活動と本財団が行っている加入者の負担軽減など加入促進活動への支援を
  - ・ 芸術家、実演家の芸術キャリアは、芸術創造を支える企画、制作、運営、指導などの関連領域へのキャリア拡張、さらに教育などの公共的な仕事や企業などへのキャリア転換で生きる可能性がある。人材不足が言われるなか、社会的意義をもたらすセカンドキャリア支援事業への支援を
  - ・ 日本の労働者を中心に構築された社会保障から漏れる芸術家等、フリーランス・事業者間取引適正化等法が対象とする個人事業者への対応について、国としてさらに制度検討を深めることを要望する

### ○多様な芸術分野の課題解決のため、統括団体、職能団体の取組への支援を

我が国には多様な芸術分野が存在し、それぞれの分野に固有の課題を把握、改善し、発展を目指す多くの団体（統括団体、職能団体など）が存在する。これらの団体は、コロナ禍での「アートキャラバン事業」、「文化芸術活動の継続支

援事業」など、全国の芸術復興に大きく寄与してきた。さらに学校教育では十分に担うことが難しい専門分野の人材育成においても、統括団体等は重要な役割を果たしている。

統括団体等による各分野の自立的な発展を促す仕組の構築が必要であり、そのことがより効果的な文化芸術政策の立案にもつながる。この支援策づくりと予算化を要望する。

## 5. 日本芸術文化振興会の機能強化、独立と、自主・自由・多様な創造活動への専門芸術助成機関へ そして文化芸術省の創設を

ライブ&コンテンツ創造にとって、芸術家、クリエイターの自由で自主的な発想が創造の源であり、商業性とのバランス、政治からの独立が、芸術助成の本質である。そのため、世界の芸術助成機関は、政府から独立した専門機関として機能し、多様な芸術家、芸術団体を育成し、多様な芸術創造を支えてきた。この機能の要は、包括的な予算措置、継続的な助成政策の立案、専門性の高い審査機能、充実した事務局体制である。

我が国の文化芸術の特徴は、長い歴史の中で発展してきた各地の地域文化と、芸術の多様性と重層的な蓄積にある。この文化芸術資源が、現代のライブ、アニメ、映画、コンテンツ、美術の土壌となっている。この多様な創造の土壌を枯らすことが無いよう、新たな芸術創造への財政支援、芸術家等への適正な対価還元、就業環境と公正な社会保障の整備が必要である。

そして国民の文化芸術の享受機会を保障することは、人々の生活に潤いを生み出し、心を育むために必要不可欠である。我が国の豊かで多様な文化芸術が、日本社会、人間力の基盤に存在するからこそ、その魅力が世界からの注目を集めている。また、「文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約」を早期に批准することが、世界の文化発展に貢献し、交流、発信を継続していくためにも必要なことである。

この実現には、芸術家・スタッフ等、芸術創造団体、劇場・音楽堂等及び博物館・美術館等の活動基盤を強化し、芸術家等の役割を認識し、持続的な継承・創造・発展を導くことが必要である。

また日本の未来を拓くためにも、国内外での人々の交流を促進し、新たなライブ&コンテンツの創造活動を活性化させる重要性が、今、ますます高まっている。さらには、文化芸術予算を社会への投資として拡大し、文化芸術立国を実現するため、文化大臣を任命し、文化芸術行政を力強く牽引する「文化芸術省」を速やかに創設することが必要である。

文化芸術政策の拡充、内閣にあって主導性を発揮する文化芸術省の実現を強く要望する。

以上